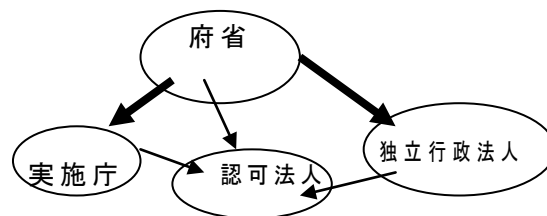


第3回 政策評価制度の構造

1. 政策評価の仕組みと考え方



(1) 政策評価の仕組みを導くもの 「政策評価に関する標準的ガイドライン」(2001年1月、政策評価各府省連絡会議了承)。2001年12月にはこの法律の規定に基づいて「政策評価に関する基本方針」、2002年3月には「行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令」が閣議決定。政策評価の仕組みに関する基本的な考え方、①各省自らの努力による、②成果重視に行政官の考えを切り替える、③その結果を公表することで行政の透明性を高め、国民的議論を喚起する。

(2) **政策の定義** 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」2条2項「この法律において『政策』とは、行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するものをいう」、方針、方策、対策、要綱、要領、指針、プログラム。**政策体系**。

独立行政法人や特殊法人、認可法人、「実施庁」(~~防衛施設庁、郵政事業庁~~、公安調査庁、国税庁、~~社会保険庁~~、特許庁、気象庁、海上保安庁、~~海難審判庁~~)は、行政改革会議の最終報告(1997年12月3日)における政策の企画立案機能(本省)と実施機能(外局・独立行政法人)の分離に関しては政策の企画立案を行っていないため、政策評価の対象ではなく業務の効率化を測定する実績評価が中心。政策の概念の拡大、研究開発課題の選定、〇〇戦略、〇〇構想、事業の採択、〇〇基準なども。だが人事、会計、文書管理、庶務などの**内部管理事務**は政策には該当しない。なお、前述の独立行政法人の活動は「業務」であるため政策評価の対象にはならないが、主務大臣が独立行政法人に対して設定する中期目標は、府省(庁)における政策評価の対象に含まれる。

* 海難審判庁は08年10月1日宇乳安全に引火委と海難審判書に。

(3) 評価結果の活用

政策評価の結果は当該政策に反映させなければならない(3条1項)、予算の作成の活用に努めなければならない(4条)。予算編成への活用→想定範囲:政策評価の結果として税制改正、機構の新設改廃、定員の増減があれば予算の変更もあり得る、**査定**する側が参考。2003年6月に外務省で行っていた「平成16年度重点外交施策ヒアリング」、すなわち総合外交政策局総務課長が主催、会計課長と考査・政策評価官が同席して話を聞く。予算への反映は難問(政策評価の対象と予算編成の対象は別物)。

(4) 具体的な作業

各府省、基本計画(政策評価のマスター・プラン)、各府省は計画期間、実施方針、評価の観点、政策効果の把握、事前評価、事後評価の対象政策、学識経験者の知見の活用方法、評価結果の政策への反映、評価の情報の公表、評価の実施体制。悩み、学識経験を有する者の知見の活用(6条2項7号)、評価書に記載すべき事柄(10条1項)、評価対象の政策、担当部局・機関、評価の時期、評価の観点(必要性・効率性・有効性・公平性など)、効果を把握する手法(分析・測定)とその結果、学識経験者の意見、評価に使用した資料や情報源、政策評価の結果(判定や結論的コメント)。

事前評価は、評価手法が開発されている**研究開発、公共事業、政府開発援助**の三つに特定(9条1項、2項)。問題は政府開発援助(ODA)。事前評価は要請が相手国から出てから行われ、評価対象プロジェクトの予算は基本的に交換公文(EN)が締結される年度の予算が使われる。しかしその予算要求は前年度である。したがって、評価法や他の国内公共事業官庁のような形で事前評価を行い、そ

れに基づいて予算要求することは不可能。政府開発援助のプロジェクトに関してはその事前調査、事後評価は実施機関である国際協力機構や国際協力銀行が行っているのであり、外務省はその結果を使って政策判断しているのであって、外務省自体が事前評価する体制にはない、プロジェクトごとに予算を取っているのではなく「枠」でとっていることもある(水産・緊急無償)。そもそも要請が出てから予算要求を行うことにすれば、外交手段である政府開発援助の柔軟性機動性を損なうという批判。

(5)総務省の役割－統一性・総合性・客観性
照。

○教科書 54 頁を参照。

①政府全体の統一的視点でみる統一性確保評価→例：政策金融機関等による公的資金の供給に関する政策評価(2003.6、内閣府・総務・財務・厚労・農水・経産・国交。「民間金融の補完機能」は適切か？、②複数の府省にまたがる政策を総合性の観点から見る総合性確保評価(どちらも12条1項)→例：PFI事業、外国人が快適に観光できるか、児童虐待防止、ヒートアイランド対策。

③厳格な客観性を担保するため各府省の政策評価を点検、客観性担保評価(12条2項)。メタ評価。

2. 政策評価と他の関連概念

(1)行政監察(Administrative Inspection)と監査(administrative audit)

「監察業務運営要領」(昭和27年9月5日に訓令で定められ昭和59年9月28日の訓令まで12回改正されている)、「監察は...国の行政運営の改善を目的として実施されるもので、行政がその本来の意図のごとく運営されているか否かを具体的に把握し、改善すべきものを指摘し、その適正を図るにある」(要領第1条)。「不正不当行為及び国損の防止を図り併せて公務員の規律の保持に視する」(同3条)。自治体の監査は不正流用をはじめとする非違行為の摘発という目的、施策を悉皆的に綿密に見る(重箱の隅を突つ)、コスト削減・事業カットのみを重視する。

(2)会計検査(Audit)

「3E検査」、行政改革会議の『最終報告』(1997年12月)、1997年12月会計検査院法が改正。

(3)他の評価との区別－外務省の例

外務省は①政策評価、②ODA(政府開発援助)の評価、③外務省が所管する国際協力機構と国際交流基金の二つの独立行政法人に対する評価、④内閣府から求められる構造改革がらみの大きな見直し(広義の行政評価)と日常業務の効率化・コスト削減策(狭義の行政評価)、⑤各課が所管する個々の事業の評価、そして⑥「外交政策評価パネル」が行った外交の総合的レビュー、の6種類。

まとめ

第1の問題、政策評価法における内部評価と総務省の客観性担保評価、統一性・総合性確保評価、行政評価・監視、あるいは独立行政法人評価が、評価を行う府省側から見れば非常に識別困難。そのため「なぜ似たような評価を重疊的に実施しなければならないか」という不満。

第2の問題は、評価に対する認識の混乱。自治体の場合の行政評価と政策評価、事務事業評価、あるいは経営評価の区別が難、外務省外交政策評価パネルの「外交のレビュー」と政策評価法という政策評価との違い識別困難。「外交政策の評価をするのは外交の専門家である」、「医療政策は医師やメディカル・ドクターの資格がないと分からない」と信ずる人に、行政学や政策学の専門家が評価をする理由・必要性を説明するのは難しい。